

公益社団法人千葉県栄養士会定款施行規則

制定施行	平成 24 年	4 月	1 日
一部変更	平成 26 年	4 月	1 日
一部変更	平成 26 年	7 月 12 日	

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 52 条の規定に基づき会務の執行に必要な事項を定める。

第 2 章 会 員

(会員の入会手続)

第 2 条 会員になろうとする者は、入会申込書（様式 1）に所定の事項を記入し、定められた経費の負担として入会金（1,000 円）及び当該年度の会費を添え、会長に提出しなければならない。

2 会長は会員として承認したときは、会員名簿（様式 2）に登録するとともに会員証（様式 3）を交付しなければならない。

ただし、日本栄養士会に入会する場合は、千葉県栄養士会の会員証を交付しない。

(名誉会員)

第 3 条 会長は会員が次の各号に該当したときは、理事会の承認を得て総会に名誉会員として推薦することができる。

(1) 定款第 21 条に定める役員を通算 5 期（会長 1 期を含む）以上歴任し、年齢が 70 歳以上の者

(2) 本会に多額の寄付を行い、本会の発展に貢献した者

(3) その他前各号に準ずる者

2 会長は総会の承認を得て名誉会員と決定したときは、名誉会員名簿（様式 7）に登録するとともに、名誉会員の証（様式 8）を授与する。

3 名誉会員は会費を免除するとともに、終身会員とする。

4 会長は名誉会員に機関紙などを送付する。

(協賛会員の入会手続等)

第 4 条 協賛会員になろうとする者は、入会申込書（様式 4）に所定の事項を記入し会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会で承認された協賛会員は、定められた会費を会長に納入しなければならない。

3 会長は協賛会員から会費の納入を受けたときは、協賛会員名簿（様式 5）に登

録するとともに協賛会員証（様式 6）を交付しなければならない。

- 4 協賛会員に関し必要な事項は、この細則に定めるもののほか理事会の決議を経て別に定める。

（特別会員の入会手続き）

第 4 条の 2 国際栄養士連盟に加盟している外国の栄養士会の会員で、千葉県に居住もしくは勤務し、本会の趣旨に賛同する者は、特別会員の入会申込みをすることができる。

- 2 特別会員になろうとする者は、入会申込書（様式 12）を本会に提出しなければならない。

3 入会申込書が提出されたときは、理事会は速やかに、入会を承認するか否かを決する。

4 入会を承認したときは、特別会員名簿（様式 13）に登録しなければならない。

5 特別会員は、会員でないことによる制限を除き、会員に準じ、情報の授受・発信機会を得るとともに研修会、その他の催事へ参加することができる。

（退会の手続き）

第 5 条 会員及び協賛会員、特別会員が退会しようとするときは、会長に退会届（様式 9）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合、会長は名簿の登録を抹消しなければならない。

（登録事項の変更）

第 6 条 会員及び協賛会員、特別会員が登録事項に変更があったときは、15 日以内に会長に登録記載事項変更届（様式 10）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合、会長は登録事項を訂正しなければならない。

第 3 章 会費及び醸出金

（会 費）

第 7 条 会員、特別会員の会費は、年額 10,000 円とする。

（会費の納入方法）

第 8 条 会員及び協賛会員、特別会員は翌年度の会費を前年度の 3 月 31 日までに納入しなければならない。

- 2 会長は、会員及び協賛会員、特別会員から会費が納入されたときは領収書（様式 11）を交付しなければならない。

（醸出金）

第 9 条 研修会その他集会に必要な経費及び賦課金を徴収することができる。

ただし、この場合の金額は理事会において定める。

第 4 章 代理人

（総会における代理人の権能）

第 10 条 定款第 19 条第 1 項で定める代理人は、会員の委任を受けて総会に出席

し、議決に加わることができる。

第 5 章 役員の選任

（役員の選任に関する事務）

第 11 条 役員の選任に関する事務は、役員選任管理委員会が行う。

2 役員選任管理委員会は、選任管理人 3 名以上 4 名以内及び選任立会人 3 名以上 4 名以内をもって構成し、委員長は選任管理人の互選とする。

3 会長は会員の中から選任管理人及び選任立会人を指名する。

会長は、委員が役員の選任に関する事務を適正に実施することが困難と判断したときは、委員を変更することができる。

4 選任管理人及び選任立会人の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の選任方法）

第 12 条 役員の選任方法については、定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 6 章 顧問・参与・職員

（顧問及び参与の任期）

第 13 条 定款第 28 条第 1 項に定める顧問及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

（職 員）

第 14 条 職員は別に定める事務局業務に従事する。

2 職員の服務、給与等に関し必要な事項は理事会において定める。

3 会長は、理事会の承認を得て事務局長及び事務局次長を置くことができる。

第 7 章 執行機関

（業務担当部の設置）

第 15 条 本会は業務の執行に当たり業務担当部として総務部、事業部、学術部、組織部、広報部を設置する。

2 各部に部長、副部長を置く。部長、副部長は理事の互選により選出する。部長は各部を所掌し、副部長は部長を補佐する。

3 理事はいずれかの部に所属しなければならない。

4 各部の所掌業務は、理事会の決議を経て別に定める。

5 会長、副会長、部長は部長会を組織し、理事会が委任した事項及び理事会に付議する事項並びに緊急を要する事項等を協議する。

部長は出席できないときは、代理を出席させなければならない。

6 会長は、必要に応じて部長会の構成員に職域事業部企画運営委員長を加えた拡大部長会として開催することができる。

職域事業部企画運営委員長は出席できないときは、代理を出席させなければならない。

- 7 職域事業部との緊密な連携や調整を図ることを目的に職域事業部担当理事を置く。

(委員会の設置)

第16条 理事会が必要と認めたときは、委員会を設けることができる。

第8章 職域事業部の設置及び運営

(職域事業部の職域区分)

第17条 定款第36条第1項に定める職域事業部の職域区分は次のとおりとする。

- (1) 公衆衛生
- (2) 医療
- (3) 学校健康教育
- (4) 福祉
- (5) 勤労者支援
- (6) 地域活動
- (7) 研究教育

- 2 職域事業部は、必要に応じて部会及び地区(ブロック)等を置くことができる。

(職域事業部の事業及び運営)

第18条 職域事業部は、定款第4条第1項に定める事業を行う。

- 2 職域事業部に企画運営委員長を置く。

- 3 職域事業部の運営は、別に定める職域事業部設置運営規程によるほか、この法人の定める諸規程の範囲内において別に定めることができる。

この規程を定めるとき、または、変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

- 4 企画運営委員長は職域事業部担当理事とし、各職域事業部は、これを推薦する。

(職域事業部事業費)

第19条 職域事業部企画運営委員長は会長に対し、2月末日までに、翌年度分の事業計画及び収入支出予算案を示し、職域事業部事業費を申請することができる。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て期日を延長することができる。

- 2 理事会は、申請を基に審査して、承認したときは職域事業部事業費を交付することができる。

- 3 職域事業部事業費を受理した企画運営委員長は、当該年度の3月31日までに会長に対し、事業報告及び収入支出決算書を提出しなければならない。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て期日を延期することができる。

第9章 地域事業部の設置及び運営

(地域事業部の設置)

第 20 条 定款第 38 条第 1 項に定める地域事業部は、地方自治法に定める政令指定都市に置く。

(地域事業部の事業及び運営)

第 21 条 地域事業部は定款第 4 条第 1 項に定める事業を行う。

2 地域事業部に企画運営委員長を置く。

3 地域事業部の運営は、別に定める地域事業部設置運営規程によるほか、この法人の定める諸規程の範囲内において別に定めることができる。

この規程を定めるとき、または、変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

(地域事業部事業助成金)

第 22 条 地域事業部企画運営委員長は会長に対し、2 月末日までに、翌年度分の事業計画及び収入支出予算案を示し、地域事業部事業助成金を申請することができる。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て期日を延長することができる。

2 理事会は、申請を基に審査して、承認したときは地域事業部事業助成金を交付することができる。

3 地域事業部事業助成金を受理した地域事業部企画運営委員長は、当該年度の 3 月 31 日までに会長に対し、事業報告及び収入支出決算書を提出しなければならない。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て期日を延期することができる。

第 10 章 雑 則

(定款施行規則の変更)

第 23 条 この規則の変更は、理事会において行う。

付 則 (平成 23 年 7 月 2 日)

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に基づく公益社団法人千葉県栄養士会の設立の登記の日から施行する。

付 則 (平成 23 年 9 月 3 日)

この細則の一部を変更し、公益社団法人千葉県栄養士会の設立の登記の日から施行する。

付 則 (平成 24 年 4 月 14 日)

名称を定款施行規則と改めるとともに、一部を変更し平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 3 月 22 日)

この規則の一部の変更は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 6 年 7 月 1 2 日）

この規則の一部の変更は、平成 2 6 年 7 月 1 2 日から施行する。